

第 2 回 柏市農業委員会総会議事録

1 令和 6 年 9 月 6 日(金) 柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長
染谷 茂が招集した。

2 場所 市役所分室 1 第 1 会議室 午後 2 時 0 0 分

3 出席した委員は次のとおりである。

< 農業委員 >

1 番	岡 田 英 夫	2 番	染 谷 織 恵
3 番	平 川 徹	4 番	深 山 敬 子
6 番	豊 田 佐智子	7 番	伊 藤 透
8 番	大 宮 茂 男	1 0 番	染 谷 茂
1 2 番	谷田貝 和 代	1 4 番	山 崎 明 久
1 5 番	日 暮 悟	1 6 番	遠 藤 秀 生

1 6 名中 1 2 名出席

< 農地利用最適化推進委員 >

1 7 番	寺 島 和 彦	1 9 番	林 敏 夫
2 0 番	清 水 良 晃	2 1 番	鹿 倉 健 次
2 2 番	友 野 博 之	2 3 番	木 村 美智子
2 4 番	富 澤 智 彦	2 5 番	坂 卷 儀 治
2 6 番	砂 川 晴 彦	2 7 番	中 村 衛
2 8 番	嶋 田 等	2 9 番	江 口 武
3 0 番	鈴 木 幸 夫	3 1 番	大 塚 信 幸

1 5 名中 1 4 名出席

4 欠席した委員は次のとおりである。

5 番	坂 卷 洋 行	9 番	成 嶋 君 美
1 1 番	橋 本 英 介	1 3 番	村 越 等
1 8 番	関 根 勝 敏		

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

統括リーダー 兼 岡 洋 和

副主幹 菊 池 章 浩

主 事 長 塚 智 史

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について（その1～その2）

7 報告事項

（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

（午後2時00分開議）

議長 ただいまより第2回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は農業委員16名中12名，推進委員15名中14名の出席でございます。

よって，定足数に達しておりますので，会議は成立しておりますことをご報告いたします。

議長 それでは，日程1 議事録署名委員を選任したいと思いますが選任方法はいかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長 「議長一任」ということですが，ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、指名をいたします。

平川徹委員，深山敬子委員，よろしくお願いいたします。

議長 次に，日程２ 一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願います。

議長 今月の担当は，第２調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，大宮委員長よろしくお願いいたします。

大宮委員長 農地第２調査会は，去る９月２日，３日，令和６年度第６回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第３条３件，第５条７件，許可を要しない土地の証明願い１件について，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，令和６年５月に開催された第３４回総会の議案第１号及び第２号の１７件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件は，ありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

それでは，日程３ 議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは，審議に入ります。

1 番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 1 番について、ご報告します。

調査会資料は、4 ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、経営規模の拡大のため、また譲渡人は、高齢で農業経営の縮小のため、所有権の移転を伴う許可申請を行うものです。

申請地は、●●の畑●●筆、●●m²で、●●を作付する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

1 番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

どうぞ。

山崎委員 山崎です。

位置図で見ると、斜線の部分と何か黒い線の部分とあるんですけども、どれがこの現地なんでしょうか。

大宮委員長 裏面に分かれているから。

山崎委員 いやいや、これ、位置図のところに、斜線の部分の中にもまた黒い太い枠で1個印があるんだけど、斜線の部分が全体なのか、それとも黒い部分が全体なのか、よく分からないんで。

大宮委員長 これね、構図が2枚に分かれちゃっているから、これ全

体がそうです。

山崎委員 全体。

大宮委員長 ええ。

山崎委員 じゃ、斜線の部分全体がそう。

大宮委員長 そうですね。

山崎委員 はい、分かりました。ありがとうございました。

大宮委員長 これ、構図が2枚に分かれているということです。

議長 そのほかございませんか。
どうぞ。

山崎委員 あと、この方、●●から通うみたいなんですけれども、この辺りにほかにも田んぼとか持っているんですか。

大宮委員長 それはないですね。

山崎委員 ないですか。

大宮委員長 はい。

山崎委員 ●●を耕作するために通ってくる。

大宮委員長 はい。

議長 そのほかございませんか。
よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。
次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 2番について、ご報告します。

調査会資料は、9ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、経営規模の拡大のため、また譲渡人は、高齢による農業経営の縮小のため、所有権の移転を伴う許可申請を行うものです。

申請地は、●●の畑●●筆、●●㎡で、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、2番を承認いたします。
次の審議に入ります。

3番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 3番について、ご報告します。

調査会資料は、17ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、自己所有地と一体として耕作するた

め、また譲渡人は、後継者がいないため、所有権の移転を伴う許可申請を行うものです。

申請地は、●●の田●●筆、●●㎡で、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、3番を承認いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1 番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 1 番について、ご報告します。

調査会資料は、21 ページからになります。

本件は、所有権移転に伴う、資材置場兼車両置場への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、●●m²です。

申請地は、農用地及び第1種農地等に該当せず、10ha未満の区域内の農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は●●で●●を営む法人で、事業拡大により、既存の資材置場のみでは手狭となっていたところ、利便性のよい土地が見つかり、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、現況地盤を整地転圧して全面に50mmのアスファルトを敷き、小型ダンプ●●台、乗用車●●台の車両置場と、建築資材一式、木材、足場等の資材置場として利用します。

被害防除対策として、北側、南側、及び東側隣地境界線にブロック積みを施工して、土砂の流出を防ぎます。雨水は、自然浸透とします。

安全対策として、工事中は、車両の入り口付近に交通誘導員を配置し、区域外周部には仮設ネット等を設置します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。
次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 2番について、ご報告します。

調査会資料は、26ページからになります。

本件は、所有権移転に伴う、車両置場への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、合計●●㎡です。

申請地は、農用地及び第1種農地等に該当せず、10ha未満の区域内の農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、●●で●●を経営している法人で、現在の置場が手狭になり、付近でほかにより物件を模索していたところ、事務所から近く、土地の広さや形状等の条件を十分に満たしている土地が見つかり、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、敷地全体を厚さ10cmの砂利敷きとし、高さ120cmの単管パイプ柵で囲い、トラック、貨物車両などの販売用車両、重機、フォークリフト、事業用車両などの自社車両の車両置場等として利用します。

被害防除対策として、雨水は敷地内で自然浸透します。

安全対策として、出入口部分はチェーンで施錠します。工事中は、道路付近にカラーコーンを立て、必要に応じて警備員を配置させ、近隣へほこりや土砂等が飛散しないように配慮します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2 番について何か質問はございませんか。

どうぞ。

山崎委員 山崎です。

この入り口付近に砂利の飛散防止対策みたいなものがないみたいなんですけれども、その辺はどうなっていますか。

大宮委員長 ここは砂利敷きのままですね。

山崎委員 多分、法面とかそういう感じじゃなくて、道路と……

大宮委員長 ほとんど平ら。

山崎委員 平らだから、特に飛ぶことはないと思います。

大宮委員長 車両の通り道が狭いんで、車両の出入りと対向車とかと擦れ違えるようにちょっとセットバックしていますので。

議長 よろしいですか。

そのほかございませんか。

どうぞ。

山崎委員 土地利用計画の中に自社車両パレット、パレットというのはどういうものですか。

大宮委員長 パレットですね。

山崎委員 間違いですね。

大宮委員長 はい、バじゃないです、パです。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、2番を承認いたします。
次の審議に入ります。

3番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 3番について、ご報告します。

調査会資料は、31ページからになります。

本件は、所有権移転に伴う、宅地の敷地延長の転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、合計●●㎡です。

申請地は、住宅地や事業用施設、公共公益的施設用の土地によって
おおむね囲まれている農地であることから第3種農地と判断しました。

譲受人は、布施の宅地を相続し、令和5年に住宅を建て替えたが、
囲い地となった申請地を購入し、宅地と一体的に駐車場として利用す
るため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、駐車場●●台分の整備を行います。造成等はなく、整
地のみで、100mmの碎石敷きとします。

被害防除対策として、工事中は、近隣周辺に迷惑をかけないように、
騒音、安全、衛生に配慮し施工します。施工後は、近隣周辺に騒音や
土砂や砂利の流出等がないよう配慮します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事
務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立
地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等につ
いて審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会と
しては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責
任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3 番について何か質問はございませんか。
どうぞ。

山崎委員 すみません，山崎です。

この見取図で，現場はどの辺になるんですか。

大宮委員長 ●●の●●さんの宅地がありますね。そのすぐ後ろの細長い三角形のそこですね。

山崎委員 いや，この宅地とかの図でどの部分がそれなのか，ちょっと。

その建物と駐車場みたいのがいっぱいあるんだけど，どの駐車場が該当するのかな。

大宮委員長 駐車場って，これ図面がですね。

山崎委員 この部分がそこですか。はい，分かりました。

大宮委員長 それだけでいいの。

議長 いいですか。

山崎委員 いや，いっぱいあって，どれが。

大宮委員長 宅地としては，●●，書いてあるその上ですね。その上にちょうど該当して，入る感じになります。

これ図面があれなんですけれども，●●とか，●●とか，●●とか，これ道路です。その下にある道というのは旧道で，新しい道がその上に，交差点のすぐ近くですね。新しい，何ていうんですか，昔の利根有料へ行く，新しい道があるんです。この中の道というのは旧道なんです，●●へ行く。

議長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、3番を承認いたします。
次の審議に入ります。

4番から5番につきましては、一体の事業ですので一括して、調査結果の報告を、大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 4、5番について、ご報告します。

調査会資料は、36ページからになります。

本件は、所有権移転に伴う、貸店舗用地への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、合計●●㎡です。

譲受人は、事業を実施するに当たり、当該敷地に面した道路が、県道●●号線及び2本の市道に接していて、絶えず車両の通行があり、幹線道路沿いにおける休憩施設としての役割も担えるコンビニエンスストアとして、近隣住民からの要望もあり、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、貸店舗用地として造成工事を実施するものです。現状地盤の切土と一部盛土をし、整地及び碎石とアスファルト舗装を行います。造成工事実施後は、コンビニエンスストアの費用にて店舗の新築工事を行います。鉄骨造平屋建てで建築面積●●㎡、駐車場台数は●●台を設置する計画です。

被害防除対策として、隣接敷地境界線には、コンクリートブロック2～3段積みにて土砂の流出を防止します。通風への影響として、フェンスはメッシュフェンス設置にて考慮します。駐車場の照明については、照明器具の向きを調整して、農地に影響を与えないようにします。

安全対策として、工事期間中は、警備員を配置し、周囲に迷惑をかけないよう適切に管理します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会と

しては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

4番から5番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、4番から5番を承認いたします。

次の審議に入ります。

6番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 6番について、ご報告します。

調査会資料は、41ページからになります。

本件は、所有権移転に伴う、資材置場への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、合計●●㎡です。

申請地周辺は甲種・1種・3種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は●●を行っており、最近、受注量が増えたため、●●に設置している資材置場の面積が足りない状況になっていましたが、申請地は車で15分ほどの好立地のため、既存施設と共に利用する計画のため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、資材置場として、川砂、コンクリートブロック及びコンクリート関連製品、パレット等を設置します。盛土はせずに厚さ10cmの碎石敷きにて仕上げます。

被害防除対策として、雨水は、自然浸透とします。隣地畑側には、土留め板柵を設置して碎石の流出を防止します。

安全対策としては、工事中は、仮囲いを設置し、外部からの出入りがないようにします。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を，農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第2調査会としては，許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，許可された場合には，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

6番について何か質問はございませんか。

どうぞ。

山崎委員 山崎です。

隣の畑に対しては，板を設置して，土砂等の流出を防止する措置が取られているみたいなんですけれども，東側の水路側に対しては，何にもそういう措置は取らないんでしょうか。

大宮委員長 道路側ですか。

山崎委員 はい。

大宮委員長 あそこも，大雨のときにどうするのって言ったら，一応土留めをやると思っています。何か最近できた新しい土留めがあるらしくて，それを入れるそうです。

山崎委員 一応対策は取られている。

はい，分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、6番を承認いたします。
次の審議に入ります。

7番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 7番について、ご報告します。

調査会資料は、46ページからになります。

本件は、使用貸借権に伴う、農地造成のための転用許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆、●●㎡です。

申請地は農用地区域となりますが、一時的な利用に供するために行う事業による不許可の例外と判断いたしました。

当該地は、水はけも悪く耕作がしづらく、譲渡人からの相談を受け、今回の申請に至ったものです。水はけのよい優良農地にした後は、●●を栽培する計画としています。

計画内容は、現状地盤よりかさ上げを行い、平均盛土高は1.86mとします。工事完了後は、境界くいを復元します。隣接農地沿いに延長140m、高さ0.3m、幅0.9mの小堤を築堤します。埋め立て方式については、天地返しにて復土します。

被害防除対策として、用水・隣接農地に影響が出ないように雨水については小堤を設け、自然浸透とします。工事中は外周をトラロープで囲います。隣接地とは0.5mの離隔を取り、土砂流出防止を行います。法面には種子吹きつけを行います。

安全対策としては、土砂等の搬出入の時は誘導員を配置します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

7 番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、7 番を承認いたします。
次の審議に入ります。

8 番から 10 番につきましては、一体の事業ですので一括して、調査結果の報告を、大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 8 番から 10 番について、ご報告します。

調査会資料は、51 ページからになります。

本件は、賃借権に伴う、駐車場兼資材置場への転用許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆，●●㎡，畑●●筆，●●㎡，合計●●㎡です。

申請地は、住宅地や事業用施設、公共公益的施設用の土地によっておおむね囲まれている農地であることから第3種農地と判断しました。

譲受人は、●●で●●を行っています。最近の景気回復により、土木事業の受注が見込まれるようになり、近年●●地域の受注も多く、申請地は、道路も広く敷地の広さも十分で利便性がよいため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、社員の駐車場として●●台と、重機，トラック，型枠，足場パイプ，ブロック等の資材置場として利用します。路盤は、既存地盤の上に碎石を敷き込み転圧を行い，碎石厚さを5cmとします。搬入路として北側道路を利用します。

被害防除対策として、雨水は、自然浸透とします。出入口には扉を設け、夜間休日等は施錠します。

安全対策として、工事中は、道路との境界付近に工事用防護柵，パイロン等を設置して歩行者や車両に対して注意を払い施工します。施工後は、仮囲い鋼板で囲み他人が立ち入れないようにします。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等につ

いて審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

8番から10番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、8番から10番を承認いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を大宮委員長お願いいたします。

大宮委員長 1番について、ご報告します。

調査会資料は、56ページからになります。

本件は、●●及び●●在住の共有名義の申請者が令和5年6月に相続により取得しましたが、昭和35年から宅地として利用されていた農地を、地目変更のため、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を申請したものです。

該当農地は、●●の畑●●筆、●●㎡です。

なお、立証資料として昭和37年の航空写真が添付されています。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第2調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」その1からその2を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

それでは、議案第４号その１の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第１番は、●●に所在する農地所有適格法人が●●の田●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は１０年です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その１について何か質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がございましたので承認いたします。

それでは議案第４号その２の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

農政課 計画番号第２番は、●●に在住の農業者が●●の畑●●筆、面積●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は４年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしております。

議長 ご苦労さまでした。

議案説明がございました。

その２について何か質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がございましたので、その２を承認いたしま

す。

議案第４号のその１からその２を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 それでは議案第４号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。ご苦労さまでした。

（農政課職員退席）

議長 以上で、本日の議案審議は終了いたしました。

議長 次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。事務局。

（議長の指名で事務局が報告事項について説明）

議長 いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

今後の予定を申し上げます。

１０月２日水曜日、３日木曜日が調査会で、２日は午前９時から、３日は午後１時からです。場所は、２日、３日ともに、分庁舎２の第１・第２会議室です。

担当は、農地第３調査会です。

１０月９日水曜日が総会で、午後２時から、場所はラコルタ柏の５階、会議５Ａ・５Ｂ・５Ｃでございます。

これをもちまして、第２回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

（午後３時２０分閉会）